

日本人の配偶者に対する短期滞在査証の申請手続きについて

この査証申請は、国外において日本人配偶者と同居しているすべての外国籍配偶者に対する短期滞在（90日以内）を前提とする入国査証申請となります。なお、長期滞在（90日以上）を前提とする入国査証申請手続きについては、日本人配偶者査証の申請手続きをご覧ください。

申請条件

一次、二次査証

- ① 法律上の婚姻関係があり、原則として配偶者（日本人）と同居していること

数次査証

- ① 本邦への出入国が1回以上確認できること
- ② 配偶者（日本人）と現に同居していること
- ③ 婚姻期間が1年以上を経過していること

査証申請に必要な書類

留意事項

- ・チェックリストに従って書類を揃えてください。
- ・A4サイズの用紙以外は使用しないでください。
- ・コピーは事前に準備してください。大使館にはコピーサービスはありません。提出された書類は返却できません。
- ・ホチキス、クリップなどは使用しないでください。
- ・代理人が申請に来る場合は委任状が必要になります。
- ・個別の事情によって追加で書類を求める場合があります。

<CHECK LIST>

申請人が準備する書類

<input type="checkbox"/>	旅券（原本）
<input type="checkbox"/>	査証申請書（原本） ・必要事項の記載、裏面自己申告欄のチェックし、申請人本人の署名が必要です。 ・ロシア及びNIS諸国国籍は2部必要です。
<input type="checkbox"/>	写真（原本） ・6ヶ月以内に撮影されたもの ・4.5cmx4.5cm または 3.5cmx4.5cm、査証申請書にのり付けしてください ・無修正、無背景で鮮明なもの ・A4サイズでプリントアウトしたものは受け付けられません ・ロシア及びNIS諸国国籍は2部必要です。
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード（コピー） ・裏表両面、縮小、加工せず鮮明なもの ・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがついている場合はカードのコピーと合わせて、SGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ（ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ）をプリントアウトし、提出してください。申請前5日以内にプリントアウトしたものをご提出ください ・ワークパスの有効期限内にシンガポールー日本を往復する必要があります。 ・ワークパスの更新中である場合はMOM発行のIPA(In-Principal Letter)のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/>	数次査証を希望する場合 理由書（数次査証を希望する理由を具体的に明記したもの、フォーマット自由）（原本） ※数次査証申請には、戸籍謄本（発行から3ヶ月以内）が必ず必要です。

配偶者（日本人）が準備する書類

<input type="checkbox"/>	旅券（コピー）
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード（コピー） ・裏表両面、縮小、加工せず鮮明なもの ・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがついている場合はカードのコピーと合わせて、SGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ（ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ）をプリントアウトし、提出してください。申請前5日以内にプリントアウトしたものをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（発行から3ヶ月以内。数次の場合は必須）または 申請人国籍国の婚姻証明書及び翻訳 ・婚姻証明書が現地語の場合は英語または日本語の翻訳を作成してください。申請者または配偶者による翻訳可。

渡航費用を保証する者（申請または配偶者）が準備する書類

<input type="checkbox"/>	在職証明書（原本）またはACRAに登録された会社登録簿（コピー） ・在職証明書は発行から1ヶ月以内のもので、肩書き、給与、雇用開始日等の記載があるもの
<input type="checkbox"/>	Income Tax Notice of Assessment（コピー） または 預金通帳、Eステートメント（コピー）

- Income Tax Notice of Assesment** はIRAS発行のもの（前年の年収が明記されているもの）
・預金通帳は個人名の掲載されているもので、直近1ヶ月の口座の取引内容と残高が記載されたもの
・Eステートメントの場合は、直近3ヶ月分の口座情報を印刷して提出。

代理人による申請の場合

委任状(原本)